

2022年7月吉日

お客様各位

たちばな信用金庫

契約終了後の融資契約書類等の取扱方法の変更について

平素より、たちばな信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、ご利用いただいておりますご融資を完済された場合は、当該ご融資の「金銭消費貸借契約証書」等の契約書類一式をお客さまへご返却させていただいておりますが、個人情報管理の厳格化・個人情報漏洩防止・営業店事務の効率化等の観点から、2022年8月1日をもちまして、一部の契約書類を除き、当金庫にて一定期間保管したうえで、厳正に廃棄させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

完済された「金銭消費貸借契約証書」等の返却を希望されるお客さまは、完済から1年以内にお取引店へご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

以上